

2025年度（第3期）九州大学稲盛フロンティアプログラム教員募集要項

2025年1月

九州大学高等研究院

【目的】

九州大学（以下「本学」）では、これまで高等研究院および稲盛フロンティア研究センターにおいて実施してきた優秀な人材の採用・育成に関する基盤を活用した、人材育成プログラム「稲盛フロンティアプログラム」を実施する。本プログラムでは独創的、意欲的な研究展開を目指す秀逸な若手研究者（以下「稲盛FP教員」）を准教授として採用し、独立したPI（Principal Investigator）として、自身の研究に専念できる環境、待遇を提供することで、各研究分野を牽引する研究者を戦略的に輩出することを目的とする。

【採用予定人数】

高等研究院准教授 最大5名

【雇用期間】

採用日から原則5年間

【応募資格】

- (1) 独立したPIとして主体的な研究活動を行うことができる若手研究者（研究分野は問わない。）
- (2) 本学への着任時点で博士の学位を有すること。

【採用時期】

2025年12月1日～2026年4月1日の範囲で、採用希望時期及び受入の調整結果により決定する。なお、採用日を後ろ倒しとした場合であっても、後述する活動評価については、他の採用者と同時期に実施されることに留意すること。

【研究活動の実施】

- (1) 就業場所：所属は高等研究院とするが、実際の研究活動は、応募者が自身の専門分野により希望する各キャンパスの研究院・研究所等（以下「受入部局」）で実施する。
(研究院・研究所等参考 URL)： <https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/faculty>
(各キャンパス参考 URL)： <https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/campus/>
- (2) 研究時間の確保：研究活動への専念を基本とし、教育、入試に関する業務、学内マネジメント業務（研究活動に付帯するものを除く）への参画は免除する。ただし、本人が当該業務への従事を希望する場合、実施する研究院・研究所等と相談した上で、業務に携わることは可能とする。
(ただし、研究へのエフォートは70%以上を確保することとする。)

【給与等】

- (1) 賃金：本学特定プロジェクト教員給与規程等の関係規定によるものとする。
(給与は、年俸及び業務手当とし、年俸は1,000万円～1,200万円の範囲で研究経歴等に基づき本学の規定により決定。詳細はQ&Aを参照すること。)
- (2) 所属：高等研究院
- (3) 就業時間：専門業務型裁量労働制により7時間45分働いたものとみなされる。
- (4) 休日：土日、祝日、12/29～1/3
- (5) 加入保険：雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金

【研究活動への支援】

採用された稲盛 FP 教員に対しては、以下のとおり研究費等の支援を行う。

(1) 研究費（1人あたり）

〔実験系〕200万円/年（採用から3年間支援）

〔非実験系〕100万円/年（採用から3年間支援）

(2) 研究支援者等雇用経費（1人あたり）：600万円×5年間

例) 学術研究員1名 400万円、テクニカルスタッフ1名 200万円

【本プログラムにおける活動評価】

採用された稲盛 FP 教員については、本プログラムにおける活動評価として、専門分野別の特性を踏まえて、トップジャーナルへの論文掲載数・論文引用数や競争的研究費の獲得状況等を参考に、雇用期間の3年目までに中間評価、雇用期間の終了する1年前までに最終評価を実施する。

【高等研究院教授としての採用】

雇用期間終了後、最終評価の結果を踏まえて、特に優れていると認められる者（最大2名）を高等研究院教授として採用する予定。ただし、適当と認められる者がいない場合は、採用は行わない。

なお、高等研究院教授については、以下の待遇等を予定している。

(1) 雇用期間：5年間（更新の有無は業績評価により判断する。）

(2) 賃金：年間の給与額は1,300万円以上で研究経歴等に基づき本学の規定により決定

(3) 就業場所：研究活動については、引き続き受入部局で実施する。

(4) 研究時間の確保：研究活動への専念を基本とし、教育、入試に関する業務、学内マネジメント業務（研究活動に付帯するものを除く）への参画は免除する。ただし、本人が当該業務への従事を希望する場合、実施する研究院・研究所等と相談した上で、業務に携わることは可能とする。

（ただし、研究へのエフォートは70%以上を確保することとする。）

【選考方法】

稲盛フロンティアプログラム運営委員会が定める選考要領に基づき、書面審査及び面接審査を行う。

	選考方法	結果の通知時期	備考
第1次選考	書面審査	2025年5月上旬	書面審査は、応募者を以下のA～Cの3系統に区分し、それぞれの系統別に行うことから、応募書類①(応募者情報シート)に審査を希望する系統を必ず選択すること(ただし、受入希望部局や研究分野に応じて、審査系統を変更する場合がある) A 人文・社会・芸術系 B 理工系 C 医歯薬学・農学・生命科学系
第2次選考	書面審査	2025年8月下旬	
第3次選考	面接審査	2025年11月上旬	・面接予定日※オンラインを予定 2025年9月中旬(予定)のうち1日 日程が決定次第、以下のHPにて通知する https://ias.kyushu-u.ac.jp/recruits/ ・応募者による自身の研究業績、研究内容等について15分程度のプレゼンテーションを予定 ・面接の具体的な実施方法については、第2次選考通過者へ個別に通知する

【書類提出方法・締切】

- (1) 応募に先立ち事前登録として、2025年3月7日（金）17時（日本時間・厳守）までに下記 E-mail 宛に下記の情報を記載の上、送信すること。

メールの件名：「稲盛 FP 応募登録」

メールの本文：氏名、現在の所属機関及び職名並びに第1次・第2次選考で審査を希望する系統（以下 A～C の3系統のうちいずれか一つ）を明記

A. 人文・社会・芸術系

B. 理工系

C. 医歯薬学・農学・生命科学系

送信先：九州大学研究・産学官連携推進部 稲盛 FP 公募担当

E-mail inamorifp@jimu.kyushu-u.ac.jp

受信後3日以内に、担当から応募書類データのアップロード先の URL をメールにて通知する。送信後、3日以上経過しても通知がない場合は、【問い合わせ先】まで連絡すること。

- (2) 以下の〈1〉～〈4〉をそれぞれ excel ファイル形式、pdf ファイル形式にて、指定された URL へアップロードすること。

※採用選考には多様な分野の研究者が加わるため、応募書類は異なる分野の研究者にも理解しやすいものとなるよう留意して作成すること。

※以下の〈1〉～〈4〉は、日本語または英語のうち応募者が希望する言語にて作成すること。

〈1〉 応募書類①（応募者情報シート）（指定様式・excel ファイル）

〈2〉 応募書類②（研究情報シート）（自由様式・pdf ファイル）

※記入要領を参照の上、「〈1〉これまでの研究の概要」～「〈5〉科研費・競争的資金の獲得状況」まで、それぞれの注意書きに従って作成すること

〈3〉 履歴書（写真貼付。学歴、職歴を明記すること）（自由様式・pdf ファイル）

〈4〉 主要論文または著書5編以内の別刷（コピー可、抜刷可とし、pdf ファイル）

※著書の場合は、各々の要旨（400字以内、様式任意）を添付すること

- (3) 応募締切：2025年3月14日（金）17時（日本時間・厳守）

※事前登録は2025年3月7日（金）17時（日本時間・厳守）まで

【注意事項】

(1) 応募書類の個人情報は、審査のみに使用し、応募者の承諾なく目的以外には使用しない。

(2) 選考過程及び結果に関する問い合わせには応じられない。

(3) 研究院・研究所等への事前確認・質問については、事前確認・質問を行う研究院・研究所等名を明記した上で、稲盛 FP 公募担当宛てにメールを送付すること。

（研究院・研究所等参考 URL）：<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/faculty>

(4) 応募書類に記載した内容が虚偽であった場合は、採用を取り消すことがある。

【問い合わせ先】

九州大学研究・産学官連携推進部 稲盛 FP 公募担当

E-mail inamorifp@jimu.kyushu-u.ac.jp

公募に係る詳細については、Q&A を参照。その他不明な点については、上記の連絡先にメールにて問い合わせること。

【その他】

- (1) 九州大学は男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の精神に則り、教員の選考を行うこととし、選考において評価が同等である場合は、女性を優先して採用する。

九州大学男女共同参画推進室ホームページ <https://danjyo.kyushu-u.ac.jp/>

- (2) 九州大学は「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」の趣旨に則り、教員の選考を行う。
- (3) 九州大学は平成 29 年 7 月より配偶者帯同雇用制度を導入している。
- (4) 受動喫煙防止措置の状況：敷地内全面禁煙
- (5) 過去に学生に対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分等を受けた場合には、処分の内容及びその具体的な事由を履歴書等に必ず記入が必要。虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となることがある。